

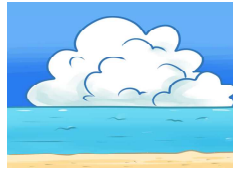
# 政策法務ニュースレター

現場の課題を解決するルールを創造するために

2018. 7. 12 VOL. 15-1

## 本号の内容

- ★ 意見公募手続  
～要綱等の問題も併せて考える～
- ★ 条例の委任を受けた規則の留意点
- ★ 個人情報保護条例の改正



千葉県 総務部 政策法務課  
政策法務班 中庁舎7F  
電話 043-223-2166  
FAX 043-201-2612  
Eメール [houmu35@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:houmu35@mz.pref.chiba.lg.jp)

## 意見公募手続について ～要綱等の問題も併せて考える～

### はじめに

皆さんは、業務において、いわゆるパブリック・コメントを実施したことはあるでしょうか。どのようなときに必要な手続なのか、どのような課題があるのかなどについて考えてみましょう。



### パブリック・コメントとは

パブリック・コメントは、端的には、行政が政策を決定するに当たって、その案を一般に示し、広く意見を求めて、政策決定に反映していく制度のことをいいます。



千葉県では、次のように2つの制度を設けており、それぞれ対象が異なります。

### 意見公募手続

(条例に基づく制度)

>>> 総務部政策法務課

- ・規則
- ・審査基準（許認可等の審査の際の基準）
- ・処分基準（許認可等の取消し、行政命令を行う際の基準）
- ・行政指導指針 / など

### ちばづくり県民コメント制度

(指針に基づく制度)

>>> 総合企画部報道広報課

- ・県の基本的な計画
- ・県民の権利義務に影響を与える条例案
- ・広く公共の用に供される施設の計画 / など

ここでは、千葉県行政手続条例に基づく制度である意見公募手続に絞り込んで、いくつかの留意点を説明します。



## 適用除外について

規則等の制定・改廃に当たって、次の【例】のような場合に該当すると、例外的に意見公募手続が不要となります。

### 【例】

- 公益上の緊急性がある場合
- 税金等の計算方法を定める場合
- 単なる条ズレや用語の整理を行う場合  
…etc.

しかし、実際に判断する場面では必ずしも容易にいかないこともあります。適用除外に該当するかは、ときに意見公募手続の趣旨・目的からの判断が必要となります。また、適用除外となる理由によって、その後の手続が異なります。

### 要確認

意見公募手続の適用除外については、千葉県行政手続条例第3条第3項、第4条第2項、第38条第4項に定められています。

そのため、各所属において規則等の制定・改廃を行う際には、必ず政策法務課政策法務班まで御相談ください。適用除外に当たるかどうか、その後の手続の流れまで含めて助言します。

## 要綱等の問題点 ～混ぜると危険？～

さらに、意見公募手続の対象となっている審査基準・処分基準・行政指導指針が有する問題点について着目してみましょう。

これらは「要綱」や「要領」の一部として定められ、運用されていることがあります。しかし、審査基準・処分基準・行政指導指針の性質はそれぞれ大きく異なるため、注意が必要です。要綱等を運用する際には、具体的な規定がこれ

らのどれに位置付けられるのかを認識しておくことが大切です。

例えば一つの要綱等の中で審査基準・行政指導指針が混ざってしまったり、それぞれの規定がどちらか分からなくなってしまうと、ある規定が許可の要件を具体化したものなのか、任意に協力を求める指針ないし基準なのか分からず、申請に対する正確な審査はできません。

各所属で、「要綱」等を定めたり、運用したりする際には、特に注意が必要です。

## COLUMN 「条例等の整備方針」



先述したとおり、要綱等には様々な内容が定められており、一般に幅広い運用がされています。しかし、要綱等には限界や問題点があります。まず、直接住民の権利義務に関することは、要綱等によるのではなく、条例によらなければなりません（地方自治法14条2項）。

こうした問題意識から千葉県においては、平成16年に「条例等の整備方針」を策定し、庁内で改めて要綱等の内容を整理し、必要に応じて条例化や規則化を進めることとしています。また、要綱等に定められた内容が、例えば審査基準なのか、行政指導指針なのかを明確化する必要があります。

各所属においても、適切な要綱等の運用がされているか、確認してみましょう。

※ 条例等の整備方針については、政策法務ニュースレターVOL.1-1（2004年6月18日）・VOL.4-3（2007年11月30日）も御参照ください。

## 条例の委任を受けた規則の留意点について

### はじめに

規則には様々な事項が定められますが、ここでは、条例では書き切れない事項について「規則で定める」との条例の委任を受けた規則の留意点について説明します。

条例の委任を受けた規則の留意点については、法律の委任を受けた省令についての判例が参考となりますので、ご紹介します。



#### 【判例1】\*

医薬品ネット販売の権利確認等請求事件  
(最判平成25年1月11日)

薬事法の改正に伴い、厚生労働省令に、店舗販売業者は一般用医薬品の販売及び情報提供を薬剤師又は登録販売者に対面で行わせなければならない、ネット販売を禁止する規定が置かれた。これに対し、ネット販売事業者が、省令は薬事法の委任の範囲外の規制を行っており違法であるなどと主張した。

<法律からの委任内容の要約>

店舗販売業者は、厚生労働省令で定めるところにより、一般用医薬品を購入しようとする者に対し、薬剤師又は登録販売者をして販売及び情報提供をさせなければならない。

#### 【判決の概要】

法律の規定から医薬品のネット販売の禁止が明確に読み取れない上に、法律改正の立法過程での議論からもその規制の意思が認められないため、省令は法律の委任の範囲を逸脱しており、違法・無効である。

※ 判例1については、政策法務ニュースレターVOL.10-2(2013年10月10日)も御参照ください。

#### 【判例2】

サーベル登録拒否事件(最判平成2年2月1日)

銃砲刀剣類所持等取締法では刀剣類の所持を禁止する一方、「美術品として価値のある刀剣類」として登録を受けたものについては所持を認めるとし、必要な細目は、文部省令で定めると規定されていた。原告は海外製のサーベルを「美術品として価値のある刀剣類」として都教育委員会に登録申請を行ったが、文部省令では、その対象を日本刀のみとしていたため、登録拒否を行った。原告は同法の委任の範囲を逸脱しているとし、その取消しを求めた。

<法律からの委任内容の要約>

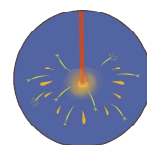
美術品として価値のある刀剣類の登録の方法、鑑定基準及び手続その他登録に関し必要な細目は、文部省令で定める。

#### 【判決の概要】

美術品として価値があるか否かの判断は専門技術的であるため、一定の裁量権が認められる。そして、その裁量で登録対象を日本刀に限るとする文部省令を定めたとしても、我が国の日本刀の文化的背景等を考慮すると法律の趣旨に沿う基準を定めたものというべきであるため、法律の委任の範囲を逸脱する無効なものではない。

### 実務における注意点

- ① 規則は、条例の委任の範囲(委任立法の限界)を超えてはいけません。
- ② 条例の委任の範囲を超えているか否かの判断は、条例の文言、下位法令に委任した趣旨・目的、仕組みの整合、制限を受ける利益等の要素から総合的に判断されます。



# ★★★ 千葉県個人情報保護条例の一部改正について ★★★

「個人情報の保護に関する法律」（主に民間事業者の個人情報の取扱いを定めた法律）及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（国の省庁の個人情報の取扱いを定めた法律）の改正を踏まえ、本県の個人情報保護条例を一部改正しました。（施行日：平成 30 年 4 月 1 日）

## 主 な 改 正 内 容

\*\*\*\*\*

### 1 個人情報の定義の明確化（条例第2条第1号）

\*\*\*\*\*

指紋データ、旅券番号等の「個人識別符号」が含まれるものは個人情報に該当することを、個人情報の定義上、明確化しました。

#### 【個人情報とは？】

生存する個人  
に関する情報

であって、

当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述  
等により特定の個人を識別することができるもの

又は

個人識別符号(\*)が含まれるもの



(\*)DNA データや指紋データなど特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するため変換し、又は旅券番号や基礎年金番号など個人に提供される役務の利用等に関し割り当てられた文字、番号、記号その他の符号（行政機関個人情報保護法第2条第3項）

\*\*\*\*\*

### 2 要配慮個人情報の追加（条例第2条第3号）

\*\*\*\*\*

人種、信条、社会的身分等の 11 項目の情報を「要配慮個人情報」として新たに定義しました。なお、これを取り扱う事務については公表することとなります。

#### 【要配慮個人情報とは？】

具体的には、以下の情報が含まれる個人情報をいいます。

- ①人種、②信条、③社会的身分、④病歴、⑤犯罪の経歴、⑥犯罪により害を被った事実、⑦心身の機能の障害があること、⑧健康診断等の結果、⑨保健指導・診療等情報、⑩刑事事件手続が行われたこと、⑪少年保護事件手続が行われたこと。

#### 【どのように公表するのか？】

個人情報取扱事務登録簿に事務の目的や収集先、担当課名などを明記し、県ホームページや県庁審査情報課総合窓口において公表します（登録簿は審査情報課が庁内照会し取りまとめしています）。

#### 【注意点は？】

いわゆるセンシティブ情報

要配慮個人情報のうち、信条（個人の人生観・世界観や宗教）及び同和関係者情報については、条例第8条第2項により、原則として収集禁止とされています。

★ 要配慮個人情報に限らず、全ての個人情報については、収集や利用などにおけるルールが条例に定められています。個人情報に該当するか、目的外の利用・提供として問題はないかなど、取扱いに疑問がある場合は、総務部審査情報課：個人情報保護班（☎043-223-4628）までお問い合わせください！